

## 議事要旨

|         |   |        |   |                |                  |   |
|---------|---|--------|---|----------------|------------------|---|
| 会議名     | 平成30年度第2回芦屋中央病院評価委員会  |        |   | 会場             | 芦屋町役場<br>4階41会議室 |   |
| 日時      | 平成30年8月9日(木) 午後2時～午後4時30分   |        |   |                |                  |   |
| 件名・議題   | 1. 開会<br>2. 議題<br>(1) 第1回評価委員議事要旨について<br>(2) 平成29事業年度に係る業務実績報告書の自己評価に対する意見(小項目、大項目)について<br>(3) 第1期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書の自己評価に対する意見(小項目、大項目)について<br>(4) 平成29事業年度における業務の実績に関する意見書(案)について<br>(5) 第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる第1期中期目標の期間における業務の実績に関する意見書(案)について<br>(6) 中期目標(案)について<br>3. 閉会 |        |   |                |                  |   |
| 委員等の出欠  | 委員長   | 山口 徹也  | 出 | オブザーバー<br>(病院) | 櫻井 俊弘            | 出 |
|         | 副委員長  | 松田 晋哉  | 欠 | オブザーバー<br>(病院) | 井下 俊一            | 出 |
|         | 委員  | 江川 万千代 | 出 | オブザーバー<br>(病院) | 森田 幸次            | 出 |
|         | 委員  | 貞安 孝夫  | 出 | オブザーバー<br>(病院) | 竹井 安子            | 出 |
|         | 委員  | 中山 顯兒  | 出 | オブザーバー<br>(病院) | 檜田 房男            | 出 |
|         | 委員  | 内海 猛年  | 出 | オブザーバー<br>(病院) | 本村 智子            | 出 |
|         | 事務局   | 藤永 詩乃美 | 出 | オブザーバー<br>(病院) | 中野 悟子            | 出 |
|         | 事務局   | 有田 昌子  | 出 | オブザーバー<br>(病院) | 市村 修             | 出 |
|         | 事務局   | 甲斐 智志  | 出 | オブザーバー<br>(病院) | 坂本 林太郎           | 出 |
| 合意・決定事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回芦屋中央病院評価委員会の審議内容について、事務局より提示された議事要旨の確認を行い、公開について決議した。</li> <li>業務実績報告書の小項目の委員意見について、審議した。</li> <li>中期目標(案)について、第1期中期目標との変更点を確認した。</li> </ul>  |        |   |                |                  |   |

○議題（１）第１回評価委員会議事要旨について

- ・第１回評価委員会議事要旨の内容について、委員によって確認し、町のホームページでの公開について決議。
- ・２ヶ所の文言修正について、委員長に一任で委員了承。

○議題（２）平成２９事業年度に係る業務実績報告書の自己評価に対する意見（小項目、大項目）について

○議題（３）第１期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書の自己評価に対する意見（小項目、大項目）について

○議題（４）平成２９事業年度における業務の実績に関する意見書（案）について

○議題（５）第１期中期目標の期間の終了時に見込まれる第１期中期目標の期間における業務の実績に関する意見書（案）について

（平成２９事業年度）

第１－１－（１）地域医療の維持及び向上

- ・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

（第１期中期目標期間）

第１－１－（１）地域医療の維持及び向上

- ・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

（平成２９事業年度）

第１－１－（２）在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

- ・法人の自己評価ⅣⅣに対して、委員会の意見はⅣⅣとする。

（第１期中期目標期間）

第１－１－（２）在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

- ・法人の自己評価ⅣⅣに対して、委員会の意見はⅣⅣとする。

（委員）２８年度の評価がⅤⅤなのはなぜか。

（病院）通所リハビリを始め、件数も大幅に増加した為である。

（平成２９事業年度）

第１－１－（３）地域医療連携の推進

- ・法人の自己評価ⅢⅢに対して、委員会の意見はⅢⅢとする。

(第1期中期目標期間)

#### 第1-1-(3) 地域医療連携の推進

- ・法人の自己評価ⅣⅣに対して、委員会の意見はⅢⅢとする。

(委員長) 入院の紹介率、受入件数が年々減少傾向にあるのに、30年度は大幅な伸びを見込んだのはなぜか。

(病院) 入院の紹介率が27年度は34.2%、28年度は33.3%で推移していたところ、29年度は22.8%と下がった。7対1の病院は在宅復帰率が重要なため、地域包括ケア病床を持たない病院には紹介をしづらい状況があった。30年度は地域包括ケア病床に転換したことにより、紹介件数は上がる見込みである。

(委員) 外部の環境が変化しているため、地域包括ケア病床に転換するという政策は、間違っていないと思うが、みんなが地域包括ケア病床を増やすと、どういう事が起こるのかという懸念がある。

(病院) 地域医療構想が進んでおり、当院を含む北九州二次医療圏は急性期病床と慢性期病床が多く、回復期病床が少ない。当院は、慢性期病床から地域包括ケア病床に移行したため、北九州二次医療圏に求められる変換をしている。また、一般病床はすべて地域包括ケア病床に変換している。病床変換をする場合、地域医療調整会議が病院に対してヒアリングを行う。当院もヒアリングを受けており、地域の医師会からも了承を得ている。

(委員) 地域医療を圧迫することは、あまり懸念しなくてもよいのか。

(病院) 地域医療を圧迫するとは考えていない。

(委員長) 芦屋中央病院の診療圏の中で、需要を充たしていない病床はあるのか。

(病院) 回復期病床が足りていない。

(委員) 地域の医療機関と、地域包括ケアの趣旨に沿った連携をしてほしい。

(平成29事業年度)

#### 第1-1-(4) 救急医療への取組

- ・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(第1期中期目標期間)

#### 第1-1-(4) 救急医療への取組

- ・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(病院) 当院は、夜間の受入体制など、十分な救急医療を診る体制にはなっていない

い。今後、医師が増えることにより、方向性を考えていかなければならないと思う。

(委員) 今の受入れ可能な範囲での救急患者対応をすることで良いのではないかと。職員が増員された状態で地域に還元する形を取れば良いと思う。

(委員長) 病院の規模が中規模のため、受入れに限界があるということか。

(病院) 救急医療となると、夜間の拘束が出てくる。働き方改革で、夜間の宿直をした翌日の勤務についてどうするかという問題がクローズアップされており、職員の疲弊につながっていく事が考えられる。救急病院が比較的近くで機能しているため、受け持ちの範囲を分担するのが良いと考えている。また、救急医療をすべて診療しない訳ではなく、日勤帯で当院が受入れ可能な場合については、受け入れている。

(平成29事業年度)

第1-1-(5) 災害時等における医療協力

・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(第1期中期目標期間)

第1-1-(5) 災害時等における医療協力

・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(平成29事業年度)

第1-1-(6) 予防医療への取組

・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(第1期中期目標期間)

第1-1-(6) 予防医療への取組

・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(委員) 27年度から29年度までの健診数が増加していたため、Ⅳとしたが、計画と比較するとⅢになると思う。計画が高すぎるのではないかと。

(委員) 特定健診の受診者を増加させる取組みについては、病院の裁量で出来ないため、計画に適していないのではないかと。

(委員) 町の計画と病院の計画は、別に立てる事は出来ないのか。

(委員) 町の特定健診担当課は、国の指示で健診率35%を目標にし、取組みをしている。病院は病院独自の数値設定をした方が良いのではないかと。

(病院) 国民健康保険の特定健診に関して、集団で実施する場合は、全て当院で実施することになっている。以前は保険に関係なく、総合健診を当院が全て実施していた。その後特定健診が導入され、保険者である町が実施する特定健診について当院で実施している。

国民健康保険における特定健診は、町と病院が一体化しているような感覚がある。次期の計画には委員の皆さまからいただいた意見を反映させていただきたい。

(委員長) 病院として、IV以上の評価を得るには、どのような年度計画を立てれば良いと考えるか。

(病院) 数値目標が立てにくいですが、病院として出来る事は、協会けんぽの特定健診率を上げるための取組みである。

(委員長) 人間ドックや健診について、ダイレクトメールで案内している企業もある。協会けんぽなど、取り組むべき所があるので、具体的な年度計画を立てることで方向性が見えるのではないかと思う。

(病院) 病院としてもその方向で計画を立てたいと考えているところである。

(委員長) 国としても予防医療に関心が高いため、力を入れていただきたい。

(平成29事業年度)

第1-1-(7) 地域包括ケアの推進

・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-1-(7) 地域包括ケアの推進

・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(平成29事業年度)

第1-2-(1) 医療従事者の確保

・法人の自己評価VVに対して、委員会の意見はVVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-2-(1) 医療従事者の確保

・法人の自己評価VVに対して、委員会の意見はVVとする。

(委員) 医師や看護師の増員はされているが、認定看護師の数が計画を達成していないため、VVの評価はどうかと思う。

中期目標期間の方については、30年度の見込みで認定看護師1人となっているので、VVでも良いと思う。

(委員長) 計画割れが生じているのは認定看護師のところである。

(病院) 認定看護師については、29年度に講習に通い、ほぼ終えているが、試験が30年度の5月にあり、資格取得は30年度となるため、29年度は0とした。

(委員) 認定看護師の29年度実績数が計画通りの1人になってはいないが、病院の機能としての医療従事者の確保は充分されていると思う。

(委員) 状況はわかるが、計画にあげているため、達成しないとVVにはならないのではないか。

(病院) 認定看護師は1年間研修期間があるため、29年度に計画を立てたが資格取得が30年度となった。

(委員) その場合は、実績数にあげて、研修中とかつこ書きしたほうが良いのではないか。

(委員長) 実績数の箇所に注記を入れるのも良いのではないか。  
実態を考慮し、評価はVVとしたい。

(平成29事業年度)

第1-2-(2) 医療安全対策の徹底

・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-2-(2) 医療安全対策の徹底

・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(平成29事業年度)

第1-2-(3) 計画的な医療機器の整備

・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-2-(3) 計画的な医療機器の整備

・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(委員長) 医療機器の更新は医療従事者のモチベーション向上につながるのか。

(病院) レントゲン機器が充実したのだが、かなりモチベーションの向上につながっている。

- (委員) MRI を使う技師に専門性は必要なのか。
- (病院) MRI は技師の撮影の工夫により大きな差が出ると言われている。方法で診断に大きく関わってくる。当院では、MRI を充分使いこなせる技師がいる。
- (委員) 今後の高額医療機器整備の予定はあるか。
- (病院) 30 年度は腹部エコーと心臓のエコーを更新する予定である。

(平成 29 事業年度)

第 1 - 2 - (4) 第三者評価機関による評価

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第 1 期中期目標期間)

第 1 - 2 - (4) 第三者評価機関による評価

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

- (委員長) コメント欄の表現に間違いはないか。
- (病院) 「IS09001 承認により」を「IS09001 認証取得により」に変更していただきたい。
- (委員) 年度計画では、IS09001 を認証取得するとなっていたが、結果的には認証取得し、さらに内部監査の評価体制を構築しているため、評価をVとした。
- (委員長) IVであっても計画を上回っているため、IVとする。

(平成 29 事業年度)

第 1 - 3 - (1) 患者中心の医療の提供

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第 1 期中期目標期間)

第 1 - 3 - (1) 患者中心の医療の提供

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(平成 29 事業年度)

第 1 - 3 - (2) 快適性の向上

- ・法人の自己評価Vに対して、委員会の意見はVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-3-(2) 快適性の向上

・法人の自己評価Vに対して、委員会の意見はVとする。

(委員) 待っている際、看護師からの声かけはあるが、配慮が足りていないとの声も聞く。新病院になり快適性は向上している部分はあると思うが、住民の声を聞くと、満足度としては低いと感じる。住民からの声を聞くスペースも作ってほしい。

(委員長) 住民からの声というのは、具体的にはどういうものか。

(委員) 診察を受けるまでの待ち時間、病院内の案内表示、案内の方法などについての声を聞く。

(委員) 法人の自己評価に、「平成30年3月に新病院へ移転し、病院利用者の快適性は大幅に向上した」と書いているが、29事業年度の評価をする時に、3月に移転したばかりなので、快適性が向上したかは次年度の評価になるのではないか。

また、患者満足度調査は11月に実施しているが、回数としては1回で、満足度調査の結果は良かったが、Vまでの評価にはならないのではないか。30年度までを見てから評価した方が良いのではないか。

(病院) 病院としては、新築移転したことで、自己評価をVとしたが、快適性の向上については、本質的な部分でまだ改善の余地があると思う。

(委員) 以前、新築移転を経験した時は、職員のモチベーションは向上し、患者に対して、満足度調査した際、「なぜこの病院を選んだか」という問いに対して、「新しくなったから」という意見がとても多かった。

医師が良いからやサービスが良いから、待ち時間が短いからは出てこない。新築移転した後は、満足度は下がっていく。それを踏まえた上で、待ち時間の改善など取り組むべきところは、多々あると思うので、取り組んでいただきたい。今回はVの評価で良いのではないか。

(委員長) Vの評価をキープするような取組みを進めていただきたい。

(委員) 患者満足度調査の中に「なぜこの病院を選んだか」という項目はなかったか。

(委員長) 今後、満足度調査の内容を検討し、より利用者の声が届くような内容にしてほしい。

(委員) 病院から出た後、場所的に薬局に入りづらいと思う。

(病院) 警察と協議して、今の形になっている。

(平成29事業年度)

第1-3-(3) 相談窓口の充実

- ・法人の自己評価Vに対して、委員会の意見はVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-3-(3) 相談窓口の充実

- ・法人の自己評価Vに対して、委員会の意見はVとする。

(平成29事業年度)

第1-3-(4) 職員の接遇向上

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-3-(4) 職員の接遇向上

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(委員) 満足度調査の対象人数が入院38人、外来は288人で、全体の意見とするには、少ないのではないかな。

また、1回の患者満足度調査では評価出来ないのではないかな。

(委員長) 満足度調査は、回数や母集団の拡大についてどうすればよいか。

(委員) 上半期、下半期などの調査回数は別にして、29年度の1回の結果だけでは評価できないので、中期目標の最後の年に評価したい。

(委員長) 調査の回数について、病院はどう考えているか。

(病院) 対象者数について、入院の場合は人数に限られているため、対象者を増やすのは難しいが、調査期間を延ばせば増えると思う。外来についても同様だが、調査期間を延ばすこともどうかと思う。

(委員長) 入院の場合は、患者本人に調査を行うのか。

(病院) 患者本人に行う。答えられない場合には家族に回答してもらう。

(委員長) 統計は適正な母集団があるため、多ければ良いということではない。

(病院) 対象人数は期間により変わるため、検討したい。

(委員長) 今後どのように改善の余地があるかを調査するために、クレームやネガティブな意見を積極的に集められる方法があると良い。

(平成29事業年度)

第1-3-(5) 地域住民への医療情報の提供

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-3-(5) 地域住民への医療情報の提供

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(平成29事業年度)

第1-4 法令遵守と情報公開

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第1期中期目標期間)

第1-4 法令遵守と情報公開

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(委員長) 情報公開を慎重に行うという意見で、慎重にとは、どのような位置づけがあると良いのか。

(委員) どのような内容が情報公開の対象になるのか。

(病院) 開示内容は、捜査や裁判の資料、B型肝炎ウイルス感染者給付資料、労災保険給付資料、生命保険審査資料などである。

また、セカンドオピニオンの際の開示もある。

開示をする際は、開示が必要な理由に気をつけているところである。

(委員) 開示を利用する条件はあるのか。

(病院) 本人や家族に開示している。申請された時に全部開示出来るか、一部開示なのかを判断している。

(平成29事業年度)

第2-1 法人運営管理体制の確立

- ・法人の自己評価IVに対して、委員会の意見はIVとする。

(第1期中期目標期間)

第2-1 法人運営管理体制の確立

- ・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(平成29事業年度)

第2-2-(1) 人事考課制度の導入

- ・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(第1期中期目標期間)

第2-2-(1) 人事考課制度の導入

- ・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(委員長) 次期中期計画では、重点項目にできるか、検討の余地はあるか。

(病院) 検討したい。

(委員) 人事考課は非常に難しいが、重要なことなので、重点項目にしてほしい。

(病院) 人事考課については、ステップを踏んで進めている。人事考課は人が人を評価し、処遇にまで影響するため、非常に難しいと思う。評価される側が納得するかが重要になるため、評価をする側の研修を多くし、勉強をしている姿を見てもらうことで、評価者に対し、信頼を持ってもらえるように配慮している。

(委員長) 委員会として、重点項目にということは希望ではあるが、慎重に検討してほしい。法人化した趣旨でもあるため、人事考課制度を確立してほしい。

(平成29事業年度)

第2-2-(2) 予算の弾力化

- ・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(第1期中期目標期間)

第2-2-(2) 予算の弾力化

- ・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(委員) 高額医療機器は診療科が異なると、本当に必要なものか、価格が適正かも含めてよくわからない。医師が変わると、使わない場合もある。

(病院) 高額医療機器の価格は特殊で、定価があってないようなものである。

定価が大変高額なため、数パーセントの値引きの差が大きな差額になる。適正価格を判断するのは難しいが、自治体病院共済会を活用するなど適正価格を探っている。

(委員長) 法人化したメリットとして、長期的な予算構成もある。イニシャルコストだけでなく、使用する期間に係るメンテナンスコストについても把握した上で、比較していただきたい。

(平成29事業年度)

第2-2-(3) 適切かつ弾力的な人員配置

・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(第1期中期目標期間)

第2-2-(3) 適切かつ弾力的な人員配置

・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(平成29事業年度)

第2-2-(4) 研修制度の推進

・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(第1期中期目標期間)

第2-2-(4) 研修制度の推進

・法人の自己評価Ⅳに対して、委員会の意見はⅣとする。

(平成29事業年度)

第3-1-(1) 健全な経営の維持

・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(第1期中期目標期間)

第3-1-(1) 健全な経営の維持

・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(平成29事業年度)

第3-1-(2) 収入の確保

- ・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(第1期中期目標期間)

第3-1-(2) 収入の確保

- ・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(病院) 30年度新築移転してから、外来患者数は増加している。

また、地域包括ケア病床にすることで、入院1人当りの単価が上がり、年間で3億から4億の収入増加になると思う。

(委員長) 診療科や医師の増加により、収入の増加は期待できると思う。

(平成29事業年度)

第3-1-(3) 支出の節減

- ・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(第1期中期目標期間)

第3-1-(3) 支出の節減

- ・法人の自己評価Ⅲに対して、委員会の意見はⅢとする。

(病院) 支出の節減については、大きな努力目標である。人件費に関しては、ある程度伸びていくのは仕方がないが、それ以外の支出については、さらに職員がコスト意識を持つようにすることが重要だと思う。また、診療材料、医薬品の購入に関し、SPDを導入したが、総合して監督するようにしており、今後も重点的に行う予定である。

予算の弾力化により、必要なものを必要な時に購入できることは良いが、支出の節減意識を持つことを職員に徹底していきたい。

(委員長) 認識を深めるためには、支出の内訳をオープンにして議論する場を設けることではないかと思う。タイムリーな会計処理で、月次決算が良いと思う。

(委員長) 29事業年度と中期目標期間の実績報告書の意見の確認をした。今後は、事務局と委員長に一任していただき、今日の結果を反映させ、意見書として取りまとめたいと思う。

## ○議題（6）中期目標（案）について

事務局より中期目標対比表で主に変更点を説明

（委員） 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 法人運営管理体制の確立について、「権限委譲と責任の所在を明確化した」を削除した理由は何か。

（事務局） 地方独立行政法人になり4年間が経過するため、削除した。

（委員） 地方独立行政法人の特徴は権限委譲と責任である。4年経過したから、権限委譲と責任は当たり前というとならえ方をするのか。町から独立した地方独立行政法人というのは非常に大きな要因である。今までの病院経営は責任だけあって、権限がなかったが、地方独立行政法人の理事長には、権限もあり、責任もある。削除するのはおかしいのではないかと思う。

（事務局） 検討する。

（委員長） 中期目標は病院にとって憲法なので、一文一語説明が出来るようにしてほしい。

（委員） 第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項3 患者サービスの向上 (3) 総合相談窓口の充実について、総合相談窓口のことが記載されている。第5 その他業務運営に関する重要事項2 国民健康保険診療施設の役割のところでも総合相談窓口のことが記載されているのはなぜか。

（病院） 国民健康保険の事業について助成制度があり、その中に国民健康保険直営診療施設に対する施設や医療機器の整備、事業への助成メニューもある。地方独立行政法人化以前に国民健康保険直営診療施設だった場合、引き続き助成を受けられる。その要件として、中期目標や中期計画に、その旨を記載する必要があるため「国民健康保険診療施設の役割」という項目を入れている。また、総合相談窓口は助成対象のため、こちらにも記載している。

## ○その他

- ・今後の開催日程について説明

（閉会）

## 地方独立行政法人芦屋中央病院 第2期中期目標(素案)

## 目次

## 前文

## 第1 中期目標の期間

## 第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## 1 医療サービス

- (1) 地域医療の維持及び向上
- (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供
- (3) 地域医療連携の推進
- (4) 救急医療への取組
- (5) 災害時等における医療協力
- (6) 予防医療への取組
- (7) 地域包括ケアの推進

## 2 医療の質の向上

- (1) 医療従事者の確保
- (2) 医療安全対策の徹底
- (3) 計画的な医療機器の整備
- (4) 第三者評価機関による評価

## 3 患者サービスの向上

- (1) 患者中心の医療の提供
- (2) 快適性及び職員の接遇の向上
- (3) 総合相談窓口の充実
- (4) 地域住民への医療情報の提供

## 4 法令遵守と情報公開

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

## 1 法人運営管理体制の確立

## 2 業務運営の改善と効率化

- (1) 人事考課制度の導入
- (2) 予算の弾力化
- (3) 計画的かつ適切な人員配置
- (4) 研修制度の推進

## 第4 財政内容の改善に関する事項

## 1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

(2) 収入の確保

(3) 支出の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持

2 国民健康保険診療施設の役割

## 前文

地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は平成27年4月の設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院としての役割を担ってきた。

平成27年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、目標に沿って、医師および看護職員・コメディカル職員の増員に加え、皮膚科の新設、耳鼻咽喉科の診療再開、患者支援センターの設置、通所リハビリテーションの開設、ISO9001認証取得等を実現するとともに、新病院移転に伴う施設機能の充実、地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟機能の追加がなされた。

第2期中期目標の策定に当たっては、芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組み、地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。さらに、健診などの予防医療も含めた地域医療の中心的病院として、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供し、良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることが求められている。

ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。

## 第1 中期目標の期間

平成31年（2019年）4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。

## 第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 医療サービス

#### （1）地域医療の維持及び向上

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、保有する

137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。急性期から終末期までに対応した医療を提供し、地域医療の中心的な役割を担うこと。

#### （2）在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

#### （3）地域医療連携の推進

近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。

#### （4）救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。

#### （5）災害時等における医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。

#### （6）予防医療への取組

町と連携し、住民健診の受け入れ体制を充実させること。また、後期高齢者医療制度及び社会保険による住民の健診機会の拡大に努めること。さらに住民全体を対象としたがん検診への取組みを強化すること。予防接種等を継続して実施すること。

#### （7）地域包括ケアの推進

地域包括支援センターおよび医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に努めること。また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。

## 2 医療の質の向上

### (1) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。

看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。

### (2) 医療安全対策の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

### (3) 計画的な医療機器の整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

### (4) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

## 3 患者サービスの向上

### (1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

### (2) 快適性及び職員の接遇の向上

職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性の向上を目指すこと。また、外来待ち時間短縮等の環境整備による快適性の向上を目指すこと。さらに快適な入院生活を送れるよう環境の整備を行うこと。

### (3) 総合相談窓口の充実

地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口のさらなる充実を図ること。

### (4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

## 4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

### **第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項**

#### **1 法人運営管理体制の確立**

理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を継続すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

#### **2 業務運営の改善と効率化**

##### **(1) 人事考課制度の導入**

職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度の導入を引き続き進めること。

##### **(2) 予算の弾力化**

地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。

##### **(3) 計画的かつ適切な人員配置**

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

##### **(4) 研修制度の推進**

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

### **第4 財政内容の改善に関する事項**

#### **1 持続可能な経営基盤の確立**

##### **(1) 健全な経営の維持**

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。

##### **(2) 収入の確保**

137病床を堅持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加により収入の増加を図ること。

### **(3) 支出の節減**

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

## **第5 その他業務運営に関する重要事項**

### **1 施設の維持**

新病院については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努めること。

### **2 国民健康保険診療施設の役割**

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。

## 中期目標 対比表【第2期中期目標に対する意見入り】

|       | 第1期 中期目標   | 第2期 中期目標（素案）  |
|-------|--|---|
| 前 文   | <p>地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は平成27年4月の設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院としての役割を担ってきた。</p> <p>平成27年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、目標に沿って、医師および看護職員・コメディカル職員の増員に加え、皮膚科の新設、耳鼻咽喉科の診療再開、患者支援センターの設置、通所リハビリテーションの開設、ISO9001認証取得等を実現するとともに、新病院移転に伴う施設機能の充実、地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟機能の追加がなされた。</p> <p>第2期中期目標の策定に当たっては、健診などの予防医療も含めた地域医療の中心的病院として、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供し、良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることが求められている。さらに、芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組み、地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p> | <p>地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は平成27年4月の設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院としての役割を担ってきた。</p> <p>平成27年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、目標に沿って、医師および看護職員・コメディカル職員の増員に加え、皮膚科の新設、耳鼻咽喉科の診療再開、患者支援センターの設置、通所リハビリテーションの開設、ISO9001認証取得等を実現するとともに、新病院移転に伴う施設機能の充実、地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟機能の追加がなされた。</p> <p>第2期中期目標の策定に当たっては、<b>芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組み、地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。</b>さらに、健診などの予防医療も含めた地域医療の中心的病院として、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供し、良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることが求められている。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p> |
| 意見記載欄 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文章中の和暦、西暦を揃えた方が良い。</li> <li>・ 3段落目、文章の構成を変更してはどうか（町の取組みとして重要な項目を先に記載）。</li> </ul> <p>第2期中期目標の策定に当たっては、<b>芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組み、地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。</b>さらに、健診などの予防医療も含めた地域医療の中心的病院として、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供し、良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることが求められている。</p>   |   |
| 町の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の実施計画の表記に合わせ、平成31年のみ、和暦・括弧書きの西暦の並列表記とする。</li> <li>・ 芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムは町の取組みとしても重要であるため、文頭に記載する。</li> </ul>  |   |

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 第1 中期目標の期間 |  |  |
|            | 2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。            | 平成31年(2019年)4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。 |
| 意見記載欄      | 文章中の和暦、西暦を揃えた方が良い。                         |  |
| 町の考え方      | ・町の実施計画の表記に合わせ、平成31年のみ、和暦・括弧書きの西暦の並列表記とする。 |  |

|                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |   |   |
| 1 医療サービス                        |   |   |
| (1) 地域医療の維持及び向上                 | 芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。急性期から終末期までに対応した医療を提供し、地域医療の中心的な役割を担うこと。  | 芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。急性期から終末期までに対応した医療を提供し、地域医療の中心的な役割を担うこと。  |
| 意見記載欄                           | 「137病床を堅持し」は、病床数を限定せず、「病床数を維持し」にとどめた方が良いのではないかと。(第4-1-(2)「収入の確保」にも『病床数を維持し』と記載されており、また、国の施策では、病床数など配分等の変更も予想されるため)  |   |
| 町の考え方                           | 議会の特別委員会から出された意見書や、町立芦屋中央病院経営形態検討委員会の答申書においても、137病床を堅持することは明記されており、現在保有している病床を減らさないことを強く表現するため、「137病床を堅持し」とする。(第4 財政内容の改善に関する事項「収入の確保」における表記も「137病床を堅持し」とする。) |   |
| (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供      | 芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。       | 芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。 |

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| (3) 地域医療連携の推進    | 近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。  | 近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。  |
| (4) 救急医療への取組     | 芦屋町における唯一の病院として、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。  | 芦屋町における唯一の病院として、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。  |
| (5) 災害時等における医療協力 | 災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。                     | 災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。                     |
| (6) 予防医療への取組     | 町と連携し、住民健診の受け入れ体制を充実させること。また、後期高齢者医療制度及び社会保険による住民の健診機会の拡大に努めること。さらに住民全体を対象としたがん検診への取組みを強化すること。予防接種等を継続して実施すること。            | 町と連携し、住民健診の受け入れ体制を充実させること。また、後期高齢者医療制度及び社会保険による住民の健診機会の拡大に努めること。さらに住民全体を対象としたがん検診への取組みを強化すること。予防接種等を継続して実施すること。            |
| <b>意見記載欄</b>     | ・評価委員会でも議論になったように、中期目標はこれで良しとしても、中期計画では、病院側が主体となる達成可能な数値なりの計画を出してはどうか。   |  |
| (7) 地域包括ケアの推進    | 地域包括支援センターおよび医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に努めること。また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。 | 地域包括支援センターおよび医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に努めること。また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。 |
| <b>2 医療の質の向上</b> |  |  |
| (1) 医療従事者の確保     | 医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。                  | 医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。                  |
| <b>意見記載欄</b>     | 職場環境の見直しという表現の中に待遇改善という意味を含めることは妥当。  |  |

|                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
| (2) 医療安全対策の徹底                      | 医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。                        | 医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。                        |
| (3) 計画的な医療機器の整備                    | 地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。                                | 地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。                                |
| (4) 第三者評価機関による評価<br>(第1期中期目標に項目なし) | 第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。   | 第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。   |
| <b>3 患者サービスの向上</b>                 |   |   |
| (1) 患者中心の医療の提供                     | 患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。  | 患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。  |
| (2) 快適性及び職員の接遇の向上                  | 職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性の向上を目指すこと。また、外来待ち時間短縮等の環境整備による快適性の向上を目指すこと。さらに快適な入院生活を送れるよう環境の整備を行うこと。  | 職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性の向上を目指すこと。また、外来待ち時間短縮等の環境整備による快適性の向上を目指すこと。さらに快適な入院生活を送れるよう環境の整備を行うこと。  |
| (3) 総合相談窓口の充実                      | 地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口のさらなる充実を図ること。                             | 地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口のさらなる充実を図ること。                             |
| <del>(4) 職員の接遇向上</del>             | 削除  | 削除  |
| (4) 地域住民への医療情報の提供                  | 医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。 | 医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。 |

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| 4 法令遵守と情報公開           | <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。</p> <p>また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>  | <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。</p> <p>また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>                     |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 |   |  |
| 1 法人運営管理体制の確立         | <p>平成30年4月施行の地方独立行政法人法改正に対応した法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備するとともに、効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。</p>  | <p>理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を継続すること。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。</p> |
| 意見記載欄                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文章中の和暦、西暦を揃えた方が良い。</li> <li>・ 独立行政法人は権限と責任の所在を明確にする必要がある。「権限委譲と責任の所在を明確化した」は削除しない方が良い。</li> <li>・ 1文目、文章について修正してはどうか（主語がないため「理事長」を追加。また、独法化最大のメリットと、独法化された目的がはっきりするため）。</li> </ul> <p>「～、理事会等の意思決定機関を整備するとともに、理事長に権限委譲と責任の所在を明確化したままで、効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。」</p> |  |
| 町の考え方                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の実施計画の表記に合わせ、平成31年のみ、和暦・括弧書きの西暦の並列表記とする。</li> <li>・ 独立行政法人にとって重要な「法人への権限委譲と責任の所在を明確化した」は記載を残す。</li> <li>・ 第1期で構築した体制を継続するため、上から4行目「構築すること」から「継続すること」に変更する。</li> <li>・ 第1期で整備した体制を推進するため、上から6行目「整備すること」から「推進すること」に変更する。</li> </ul>                                 |  |
| 2 業務運営の改善と効率化         |   |  |
| (1) 人事考課制度の導入         | <p>職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度の導入を引き続き進めること。</p>   | <p>職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度の導入を引き続き進めること。</p>  |

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| (2) 予算の弾力化       | 地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。  | 地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。  |
| 意見記載欄            | ・「予算執行を行うことにより」→「予算執行により」   |   |
| 町の考え方            | 意見のとおり修正する  |   |
| (3) 計画的かつ適切な人員配置 | <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。</p> <p>また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。</p> <p>さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p> | <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。</p> <p>また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。</p> <p>さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p> |
| (4) 研修制度の推進      | 職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。   | 職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。   |
| 第4 財政内容の改善に関する事項 |   |   |
| 1 持続可能な経営基盤の確立   |   |   |
| (1) 健全な経営の維持     | 自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。  | 自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。  |

|           |   |  |
|-----------|---|--|
| (2) 収入の確保 | <p>病床数を維持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。</p> <p>また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加により収入の増加を図ること。</p> | <p><b>137病床を堅持し</b>、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。</p> <p>また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加により収入の増加を図ること。</p> |
| 町の考え方     | 「第2-1-(1)「地域医療の維持及び向上」の表記に合わせ、「病床数を維持し」を「137病床を堅持し」とする。   |  |
| (3) 支出の節減 | <p>医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。</p> <p>病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。</p>                              | <p>医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。</p> <p>病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。</p>                                       |

|                         |   |   |
|-------------------------|---|---|
| 第5 その他業務運営に関する重要事項      |   |   |
| <del>1</del> 新築移転に向けた取組 | 削除  | 削除  |
| 1 施設の維持                 | 新病院については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努めること。                                       | 新病院については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努めること。                                       |
| 2 国民健康保険診療施設の役割         | 国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。 | 国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。 |

平成30年8月 日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会  
委員長 山口 徹也

意見書（案）

地方独立行政法人芦屋中央病院に係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

以上

第2期中期目標に対する第2期中期計画（案）

| 第2期中期目標（案） |   | 第2期中期計画（案） |   |
|------------|---|------------|---|
| 前文         | <p>地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は平成27年4月の設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院としての役割を担ってきた。</p> <p>平成27年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、目標に沿って、医師および看護職員・コメディカル職員の増員に加え、皮膚科の新設、耳鼻咽喉科の診療再開、患者支援センターの設置、通所リハビリテーションの開設、ISO9001認証取得等を実現するとともに、新病院移転に伴う施設機能の充実、地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟機能の追加がなされた。</p> <p>第2期中期目標の策定に当たっては、<b>芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組み、地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。さらに、健診などの予防医療も含めた地域医療の中心的病院として、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供し、良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることが求められている。</b></p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p> | 前文         | <p>地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した病院運営を行い、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供することを目指す。また、引き続き下記の病院理念と基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>○病院理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に信頼される病院</li> <li>・地域医療機関に信頼される病院</li> <li>・職員に信頼される病院</li> </ul> <p>○基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。</li> <li>2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。</li> <li>3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。</li> <li>4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、在宅医療の支援を強化します。</li> <li>5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療および終末期医療の充実を図ります。</li> <li>6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。</li> <li>7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。</li> <li>8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。</li> <li>9 上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。</li> </ol> |
| 第1 中期目標の期間 | 平成31年（2019年）4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。  | 第1 中期計画の期間 | 平成31年（2019年）4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。  |

| 第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  | 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置   |
|--|---|
| 1 医療サービス   | 1 医療サービス  |
| <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。急性期から終末期までに対応した医療を提供し、地域医療の中心的な役割を担うこと。</p> | <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>地域医療構想における北九州医療圏の病床数は過剰であり削減目標が設定されているが、国・県・町の政策に則した適切な病床機能を選択し、137床を堅持する。急性期、回復期、慢性期、終末期さらに在宅医療まで対応し、地域包括ケアシステムの中核病院としての役割を果たす。地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器内科、整形外科、外科など複数の医師を有する診療科では、地域完結を目指し質の高い高度な医療を提供する。</p> <p>芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め、現在保有している診療科を維持していく。</p> <p>口腔ケアについては、誤嚥性肺炎の予防や減少だけでなく、生活の質の向上、ADLの改善に有効なため、取り組みを強化する。</p> <p>がん患者に対する対応は重要であり、今後がん患者の増加が予想される。その治療も多様化しており、当院は高度急性期以降の治療を担う外来化学療法を充実させる。また、終末期では、緩和ケア病床を活用する。</p>                                      |
| <p>(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p>  | <p>(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。</p> <p>芦屋町高齢者福祉計画では地域包括ケアシステムの深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。当院が取り組んできた在宅医療については、引き続き充実・強化に努め、地域包括ケアシステムの中核病院としての役割を担う。</p> <p>訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションについては、地域医療連携室を活用し、地域ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び介護サービスの提供に努める。</p> <p>なお、当院は在宅支援病院の導入を目指している。しかし現状では24時間体制で当該業務に当たる医師の確保が難しい状況である。引き続き調査と検討を行い、在宅支援病院の基準を満たす人材確保に努める。</p> |
| <p>(3) 地域医療連携の推進</p>   | <p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>地域医療連携室は、医療機関や介護・福祉施設と連携を密にし、患者に適切な医療・介護・福祉サービスを提供することを目的とした相談を行う。退院時には在宅復帰支援や施設入所などの相談も行い、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション等と協働し、在宅復帰への支援を行う。</p> <p>病病連携では、大学病院等の基幹病院で高度急性期医療を終えた患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院としての役割を果たす。</p> <p>病診連携では、当院の機能を情報発信し、さらに地域交流会等を開催することで、近隣の診療所と関係を深め、相互に患者紹介を行える関係を構築する。</p> <p>介護施設等との連携については、施設担当者と関係部署との情報共有を密にし、利用者のADLの向上に努める。</p>  |

|                      |  |                      |  |
|----------------------|--|----------------------|--|
| (4) 救急医療への取組         | 芦屋町における唯一の病院として、近隣の<br>高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適<br>切な対応がとれる救急医療体制を充実させ<br>ること。  | (4) 救急医療への取組         | 救急告示病院として地域住民の救急医療を行う。国が推進している医療機能<br>分化に則して、高次救急を必要とする患者については、近隣の基幹病院と連携<br>し迅速に対応する。   |
| (5) 災害時等における医療<br>協力 | 災害時には、初期医療体制の中心的役割を<br>果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大<br>な健康被害が発生し、又は発生しようとし<br>ている場合には、町、地域の災害拠点病院<br>及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対<br>応を取ること。                         | (5) 災害時等における医療<br>協力 | 災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生又は発生しようとしている場合には、<br>町や地域の災害拠点病院、医師会等と連携して迅速かつ適切に対応するととも<br>に、自らの判断で医療救護活動を行う。   |
| (6) 予防医療への取組         | 町と連携し、住民健診の受け入れ体制を充<br>実させること。また、後期高齢者医療制度<br>及び社会保険による住民の健診機会の拡大<br>に努めること。さらに住民全体を対象とし<br>たがん検診への取組みを強化すること。予<br>防接種等を継続して実施すること。                | (6) 予防医療への取組         | 地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して、特定健診、胃<br>がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施す<br>る。また、職員健診、企業健診（協会けんぽ・組合保健・共済組合）、自衛隊<br>の健診等の拡大を図る。<br>予防接種については、小児予防接種を除いて実施する。  |
| (7) 地域包括ケアの推進        | 地域包括支援センターおよび医療・介護・<br>福祉施設等の関係機関との連携を図り、協<br>働して芦屋町高齢者福祉計画における地域<br>包括ケアシステムの深化・推進の実現に努<br>めること。また、在宅ケアを支援するとと<br>もに、高齢者の健康増進及び介護予防事業<br>に協力すること。 | (7) 地域包括ケアの推進        | 地域包括支援センターとの連携を図るとともに、医療及び在宅サービスにお<br>いて切れ目のない一体的な取り組みを行う。また、地域ケア会議に参加し、医<br>療・介護・福祉施設等の関連機関と連携を深める。<br>さらに、町と協働して高齢者の健康推進事業である「短期集中サービス（運<br>動器の機能向上プログラム）」や「認知症初期集中支援チーム」などの介護<br>予防事業にも取り組む。  |
| <b>2 医療の質の向上</b>     |  | <b>2 医療の質の向上</b>     |  |
| (1) 医療従事者の確保         | 医療サービスの維持・向上を図るため、待<br>遇改善や職場環境の見直しによって、常勤<br>医師の確保に努めること。<br>看護職員及びコメディカル職員について<br>も、教育体制の充実や職場環境の整備を図<br>り、人材確保及び育成に取り組むこと。                      | (1) 医療従事者の確保         | 医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るた<br>め、大学医局との密な連携を図る。呼吸器内科・循環器内科・眼科について<br>は、引き続き常勤医師の確保を目指す。在宅医療の推進にあたり、必要となる<br>総合診療医についても確保に努める。さらに、医師事務作業補助体制を強化<br>し、診療に集中できる職場環境の整備を進める。<br>看護職員及びコメディカル職員の確保については、教育体制および福利厚生<br>などを充実させる。また、認定看護師をはじめとする病院経営に関わる資格を<br>有する職員の処遇改善や資格取得費用の助成、さらには人事考課制度を活用<br>し、働き甲斐のある職場環境を整備する。 |

|                         |   |                         |  |
|-------------------------|---|-------------------------|--|
| <p>(2) 医療安全対策の徹底</p>    | <p>医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。</p>                       | <p>(2) 医療安全対策の徹底</p>    | <p>患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。</p> <p>① 医療安全管理の充実<br/>医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。また、院内での研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて、安全意識と知識の向上を図る。</p> <p>② 院内感染防止対策の充実<br/>感染制御委員会及び感染対策チームを中心とし、院内感染対策を確立する。また、院内研修会や外部講師を招聘した講習会等を計画的に実施し、外部の学会や研修会等への参加により情報収集を行い、職員に周知徹底する。さらに、院内ラウンド及び外部団体（K R I C T：北九州地域感染制御チーム）によるラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。</p> |
| <p>(3) 計画的な医療機器の整備</p>  | <p>地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。</p>                               | <p>(3) 計画的な医療機器の整備</p>  | <p>老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器を適宜導入することにより、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。</p>   |
| <p>(4) 第三者評価機関による評価</p> | <p>第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。</p>  | <p>(4) 第三者評価機関による評価</p> | <p>理念及びISO9001品質方針に基づき、各部署における課題抽出および目標管理を推進する。また、職員による各部署の内部監査を実施し、組織内部での改善サイクルを確立する。</p>   |
| <p>3 患者サービスの向上</p>      |   | <p>3 患者サービスの向上</p>      |  |
| <p>(1) 患者中心の医療の提供</p>   | <p>患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。</p> | <p>(1) 患者中心の医療の提供</p>   | <p>患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。</p> <p>当院及び他の医療機関の患者やその家族から、病状や治療方法について、その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応できる相談支援体制を強化する。</p> <p>また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、褥瘡チーム、栄養サポートチーム、感染症対策チーム、医療安全管理チームなどチーム医療の推進に努める。</p>   |

|                          |  |                          |   |
|--------------------------|--|--------------------------|---|
| <p>(2) 快適性及び職員の接遇の向上</p> | <p>職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性の向上を目指すこと。また、外来待ち時間短縮等の環境整備による快適性の向上を目指すこと。さらに快適な入院生活を送れるよう環境の整備を行うこと。</p>                                      | <p>(2) 快適性及び職員の接遇の向上</p> | <p>患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、接遇向上に努める。<br/>         外来診療においては、診療や会計時の待ち時間の短縮に努める。また、順番待ちをしている患者および家族に積極的に「声かけ」を行い、待ち時間による不安や不満の軽減に努める。<br/>         入院においては、入院に対する不安感や職員との信頼関係、慣れない入院生活に配慮し、療養環境の快適性を高める。<br/>         また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に反映する。</p> |
| <p>(3) 総合相談窓口の充実</p>     | <p>地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口のさらなる充実を図ること。</p>   | <p>(3) 総合相談窓口の充実</p>     | <p>地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるよう、総合相談窓口への適切な人員を配置するなどを行い、さらなる充実を目指す。<br/>         地域住民の相談には、総合相談窓口に配置する各職種の相談員が専門分野を横断的に活用し、安心してサービスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。</p>   |
| <p>(4) 地域住民への医療情報の提供</p> | <p>医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。</p>                                     | <p>(4) 地域住民への医療情報の提供</p> | <p>町が主催する健康講座や公民館講座、あしや塾等に講師を派遣し、自治区や各種団体への公開講座等も実施する。<br/>         広報誌やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。また情報発信においては、高齢者にも見やすいように文字を大きくするなどの配慮に努める。</p>   |
| <p>4 法令遵守と情報公開</p>       | <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。<br/>         また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p> | <p>4 法令遵守と情報公開</p>       | <p>自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。<br/>         診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。</p>  |

|                              |  |   |  |
|------------------------------|--|---|--|
| <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> |  | <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> |  |
| <p>1 法人運営管理体制の確立</p>         | <p>理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を継続すること。<br/>         また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。</p> | <p>1 法人運営管理体制の確立</p>                      | <p>地方独立行政法人法改正に対応した法人運営に取り組み、権限委譲と責任の所在を明確化した運営管理体制を構築し、維持する。<br/>         法人理事会では重要事項の決定を行い、病院内で判断可能な事項については運営会議で決定する。また、法人の意思決定を迅速かつ適切に行うために、職員の年齢層や役職別の意見を集約することや委員会を効率的に活用できる運営管理体制の構築に努める。<br/>         さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報を収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等、継続的な改善への取組みを行う業務運営を実施する。</p> |

| 2 業務運営の改善と効率化    |  | 2 業務運営の改善と効率化       |   |
|------------------|--|---------------------|---|
| (1) 人事考課制度の導入    | 職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度の導入を引き続き進めること。   | (1) 人事考課制度の導入に向けた取組 | 現在導入を進めている人事考課制度により、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格などの処遇に反映させ、職員のモチベーションを高めることができる体制づくりを引き続き進める。<br>職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等、期待する人材を育てることを目的とした人事考課制度の構築を目指す。  |
| (2) 予算の弾力化       | 地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。   | (2) 予算の弾力化          | 中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を整備・活用し、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。<br>また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的かつ効果的な事業運営に努める。   |
| (3) 計画的かつ適切な人員配置 | 高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。<br>また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。<br>さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。 | (3) 計画的かつ適切な人員配置    | 高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、職員の育成を継続的に行う。その上で地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を計画的かつ適切に配置する。<br>医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。<br>さらに、事務部門の職員については専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体制を強化する。 |
| (4) 研修制度の推進      | 職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。  | (4) 研修制度の推進         | 専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、院内研修会や各種団体が主催する学会などへの参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等の環境を整備する。   |

| 第4 財政内容の改善に関する事項 |   | 第4 財政内容の改善に関する事項 |  |
|------------------|---|------------------|--|
| 1 持続可能な経営基盤の確立   |   | 1 持続可能な経営基盤の確立   |  |
| (1) 健全な経営の維持     | 自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。  | (1) 健全な経営の維持     | 政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。<br>また、繰出基準に基づいた運営費負担金を町から繰入れる。  |
| (2) 収入の確保        | <b>137病床を堅持し</b> 、診療報酬の改定や法改正等に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。<br>また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加により収入の増加を図ること。 | (2) 収入の確保        | 地域医療構想における北九州医療圏の病床数は、削減目標が設定されているが、適切な病床機能を選択し、137床を維持する。その上で診療報酬改定への迅速かつ適切な対応を行う。<br>地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受け入れ体制を確立し、患者数の増加に努め、収入を確保する。<br>さらに、介護サービス（訪問看護、居宅介護支援事業、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）を強化し、収入増をはかる。<br>未収金発生防止や、未収金回収の強化に取り組む。また、請求漏れや査定減に対する対策を講じる。<br>健診・がん検診や文書料等の診療報酬外の収入については、適切な料金設定を行い、収入の増加を図る。 |
| (3) 支出の節減        | 医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。<br>病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。                                     | (3) 支出の節減        | 医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。<br>職員については、病院機能の維持に必要な人員数を常に把握し、当院の求める人材像を明らかにしたうえで計画的かつ効果的な採用を行う。  |

|                               |                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 |                                      |
| 1                             | 予算（平成31年（2019年）4月1日から2023年3月31日まで）   |
| 2                             | 収支計画（平成31年（2019年）4月1日から2023年3月31日まで） |
| 3                             | 資金計画（平成31年（2019年）4月1日から2023年3月31日まで） |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 第6 短期借入金の限度額      |   |
| 1 限度額             | 300百万円  |
| 2 想定される短期借入金の発生事由 | (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応<br>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応 |

|                |   |  |
|----------------|---|--|
|                | <p>第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p>  | <p>なし</p>  |
|                | <p>第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>  | <p>なし</p>  |
|                | <p>第9 剰余金の使途</p>  | <p>計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。</p> |
|                | <p>第10 料金に関する事項</p>   |  |
| <p>1 診療料金等</p> | <p>病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。<br/> (1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等により算定した額とする。<br/> (2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。（3）消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあつては、前2号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> |  |
| <p>2 料金の減免</p> | <p>理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。</p>   |  |
| <p>3 その他</p>   | <p>第10料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。</p>  |  |

|                    |   |  |   |
|--------------------|---|--|---|
| 第5 その他業務運営に関する重要事項 |   | 第11 その他の芦屋町の規則で定める業務運営に関する事項                   |   |
|                    |   | 1 施設及び設備に関する計画（平成31年（2019年）4月1日から2023年3月31日まで） |   |
|                    |   | 2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画    |   |
|                    |   | 3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項                          |   |
| 1 施設の維持            | 新病院については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努めること。                                       | (1) 施設の維持                                      | 新病院については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努める。   |
| 2 国民健康保険診療施設の役割    | 国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。 | (2) 国民健康保険診療施設の役割                              | 国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与する。さらに、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。<br>総合相談窓口による相談業務により、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供することで国民健康保険診療施設としての役割を果たす。 |

○地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例

平成26年3月24日条例第3号

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の担当事務、組織、委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

**第2条** 法第11条第2項第6号の規定により委員会が担任する事務は、次に掲げる事項について、町長に意見を述べることとする。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項各号に定める当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に定める中期目標の期間における業務の実績に関する評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療又は病院経営に関して専門的知識を有する者
  - (2) その他町長が適当であると認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部をつぎのように改正する。

別表第1 芦屋町環境審議会委員及び芦屋町子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

|                    |            |   |   |        |   |            |
|--------------------|------------|---|---|--------|---|------------|
| 地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員 | 専門的知識を有する者 | — | — | 8,000円 | 町内居住者<br>2,500円                                     | 勤務の都度支給する。 |
|                    | その他の委員     | — | — | 2,800円 | 町外居住者<br>別表第3による額<br>(ただし、2,500円に満たないときは2,500円とする。) |            |

地方独立行政法人芦屋中央病院 中期計画

目次

前文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

(1) 地域医療の維持及び向上

(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

(3) 地域医療連携の推進

(4) 救急医療への取組

(5) 災害時等における医療協力

(6) 予防医療への取組

(7) 地域包括ケアの推進

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

(2) 医療安全対策の徹底

(3) 計画的な医療機器の整備

(4) 第三者評価機関による評価

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

(2) 快適性の向上

(3) 相談窓口の充実

(4) 職員の接遇向上

(5) 地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入に向けた取組

(2) 予算の弾力化

(3) 適切かつ弾力的な人員配置

(4) 研修制度の推進

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 健全な経営の維持
  - (2) 収入の確保
  - (3) 支出の節減
- 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 1 予算（平成27年度から平成30年度まで）
  - 2 収支計画（平成27年度から平成30年度まで）
  - 3 資金計画（平成27年度から平成30年度まで）
- 第6 短期借入金の限度額
- 1 限度額
  - 2 想定される短期借入金の発生事由
- 第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 第9 剰余金の使途
- 第10 料金に関する事項
- 1 診療料金等
  - 2 料金の減免
  - 3 その他
- 第11 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項
- 1 施設及び設備に関する計画（平成27年度から平成30年度まで）
  - 2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
  - 3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項
    - (1) 新築移転に向けた取組
    - (2) 施設の維持
    - (3) 国民健康保険診療施設の役割

## 前文

地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した病院運営を心掛け、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供することを目指す。

また、平成30年に移転建て替えが予定されており、その新病院基本計画の中に示されている下記の病院理念と基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

### ○病院理念

- ・地域住民に信頼される病院
- ・地域医療機関に信頼される病院
- ・職員に信頼される病院

### ○基本方針

- 1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。
- 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。
- 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。
- 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、在宅医療の支援を強化します。
- 5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療および終末期医療の充実を図ります。
- 6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。
- 7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。
- 8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。
- 9 上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。

## 第1 中期計画の期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 医療サービス

#### (1) 地域医療の維持及び向上

町内唯一の入院機能を有する医療機関として、地域住民の幅広い医療ニーズに対応するため、現在の一般病床と療養病床を堅持しつつ、地域医療における中心的な役割を果たす。

地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器科、整形外科など専門性が高く当院の強みである領域については、地域完結を目指し更なる高度な医療を提供する。

芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、現在保有している診療科については、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め維持していく。現在休診している耳鼻咽喉科の診療再開と、新築移転後の病院では皮膚科の新設を目指すとともに、診療科名は専門性がわかりやすい名称に細分化する。

増加するがん患者に対する診療の幅の拡大及びがん治療など終末期医療のニーズの多様化に対応して、高度急性期医療との機能分化を図り、当院は高度急性期治療後の患者への治療を担う。また、新築移転後の病院での外来化学療法の実施や緩和ケア機能の整備に向けた情報収集や人材育成を行う。

#### (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

超高齢化社会の到来に向けて国が示している地域包括ケアシステムの中で、地域医療における分野については、地域医療連携及び介護サービスに関わる各関係機関との連携の深化に積極的に努める。

地域医療の中心的病院としての位置づけを担うため、地域の在宅療養支援診療所との連携を図り、24時間体制で訪問診療・訪問看護などを行う在宅療養支援病院を目指す。

病院の附帯事業として医療と連携した総合的かつ質の高い医療管理が可能な下記の在宅支援サービスを継続して提供するとともに、職員を増員し体制の強化を図る。

##### ① 訪問看護ステーション

医療が必要な高齢者が、住み慣れた地域社会や自宅で療養できるよう、主治医の指示のもと24時間体制で看護ケアを提供する。

また、外部研修等へ参加し、最新の技術・情報を入手し看護に活用する。

② 訪問リハビリテーション

通院が困難な利用者に対し、医師の指示に基づいて、自宅に理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行い、日常生活の自立を支援する。

③ 居宅介護支援事業所

介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家族の状況を考慮した上で、利用者の状態に合った適切なサービスが利用できるよう効果的な支援を行う。

④ 通所リハビリテーション

医療保険によるリハビリテーションが、標準的算定日数を超えてできなくなった患者に、当院でのリハビリテーションを続けられるよう、通所リハビリテーションを開設する。医師の指示と計画に従って、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう心身機能の維持回復、日常生活の自立などを目的に、理学療法士や作業療法士が必要なリハビリテーションを提供する。

| 指 標            | 平成 25 年度実績 | 平成 30 年度目標 |
|----------------|------------|------------|
| 訪問看護利用者数       | 551 人      | 650 人      |
| 訪問看護利用回数       | 2,652 回    | 3,300 回    |
| 訪問看護ステーション看護師数 | 3 人        | 4 人        |
| 訪問リハビリ利用件数     | 1,091 件    | 1,100 件    |
| 居宅介護支援事業所利用者数  | 1,103 人    | 1,848 人    |
| 居宅介護支援事業所職員数   | 3 人        | 5 人        |
| 通所リハビリ利用回数     | —          | 7,920 回    |

(3) 地域医療連携の推進

近隣の大学病院等の基幹病院との連携を図り、高度急性期医療を終えた地域の患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院としての役割を果たす。

地域医療の窓口として、地域の診療所や福祉介護施設等と連携を密にして、外来診療、入院及び退院調整・支援に至るまで切れ目のない医療連携体制を構築し、紹介患者のスムーズな受け入れができるよう取り組む。

| 指 標           |                  | 平成 25 年度実績 | 平成 30 年度目標 |
|---------------|------------------|------------|------------|
| 入院            | 紹介率              | 36.3%      | 40%        |
|               | 基幹病院からの受入件数      | 149 件      | 250 件      |
|               | 上記以外の医療機関からの受入件数 | 259 件      | 305 件      |
| 介護施設からの受け入れ件数 |                  | 100 件      | 120 件      |
| 地域医療連携会参加回数   |                  | 7 回        | 7 回        |
| 地域医療連携会参加人数   |                  | 14 人       | 14 人       |

#### (4) 救急医療への取組

地域住民への救急医療に対応するため、救急告示病院としての役割を果たし地域の救急医療に貢献する。また、救急隊と連携し、スムーズな救急患者の受け入れ体制の構築に努めるが、当院で対応が困難な状態の患者については、近隣の高次救急病院との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を行う。

#### (5) 災害時等における医療協力

災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生又は発生しようとしている場合には、町や地域の災害拠点病院、医師会等と連携して迅速かつ適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行う。

#### (6) 予防医療への取組

地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して、特定健診、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施する。また、職員健診、企業健診、協会けんぽ、自衛隊の健診等の拡大を図るとともに、予防接種等を継続し、予防医療に取り組む。

| 指 標       | 平成 25 年度実績 | 平成 30 年度目標 |
|-----------|------------|------------|
| 特定健診件数    | 599 件      | 720 件      |
| 胃がん検診件数   | 453 件      | 540 件      |
| 大腸がん検診件数  | 550 件      | 660 件      |
| 肺がん検診件数   | 768 件      | 920 件      |
| 前立腺がん検診件数 | 185 件      | 220 件      |
| 乳がん検診件数   | 310 件      | 370 件      |
| 骨密度検査件数   | 124 件      | 150 件      |

## (7) 地域包括ケアの推進

地域ケア会議など地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域において高齢者を支援するため、町内唯一の入院施設を有する病院として、医療及び介護サービスにおいて切れ目のない一体的な取り組みを行う。

また、高齢者の健康推進事業である「いきいき筋力アップ教室」など町と協働して介護予防事業にも取り組む。

## 2 医療の質の向上

### (1) 医療従事者の確保

医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局との密な連携を図るとともに、待遇の改善や必要に応じた諸手当を導入する。現在、非常勤医師による診療が行われている呼吸器科・循環器科・糖尿病（内科）・眼科、休診している耳鼻咽喉科については、常勤医師の確保に努める。

また、医師事務作業補助体制を強化し、診療以外の業務負担を軽減することによって、診療に集中できる職場環境を整備する。

看護職員及びコメディカル職員については、患者やその家族に信頼される医療サービスを提供するため、教育体制の充実によるスキル向上に努めるとともに、認定看護師をはじめとする病院経営に関わるその他資格を有する職員の処遇改善や資格取得費用の助成によって、モチベーションを高める体制を整備する。また、働きやすい職場環境を整備することによって、優秀な人材の流出を防止する。

| 指 標    | 平成 25 年度実績 | 平成 30 年度目標 |
|--------|------------|------------|
| 常勤医師数  | 12 人       | 15 人       |
| 看護師数   | 59 人       | 75 人       |
| 認定看護師数 | 0 人        | 1 人        |

### (2) 医療安全対策の徹底

患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。

#### ① 医療安全管理の充実

医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。また、院内での研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等を計画的に実

施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて、安全意識と知識の向上を図る。

② 院内感染防止対策の充実

感染制御委員会及び感染対策チームを中心とし、院内感染対策を確立する。また、院内研修会や外部講師を招聘した講習会等を計画的に実施し、外部の学会や研修会等への参加により情報収集を行い、職員に周知徹底する。さらに、院内ラウンド及び外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）によるラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。

| 指 標           | 平成 25 年度実績 | 平成 30 年度目標 |
|---------------|------------|------------|
| 院内医療安全研修会開催回数 | 2 回        | 2 回        |
| 院内医療安全研修会参加人数 | 121 人      | 150 人      |
| 院外研修参加回数      | 4 回        | 4 回        |
| 院外研修参加人数      | 5 人        | 8 人        |
| 院内感染研修会開催回数   | 2 回        | 2 回        |
| 院内感染研修会参加人数   | 119 人      | 150 人      |
| 院外研修開催回数      | 4 回        | 4 回        |
| 院外研修参加人数      | 16 人       | 16 人       |
| ラウンド回数        | 1 回        | 12 回       |

(3) 計画的な医療機器の整備

老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器を適宜導入することにより、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。

現在未導入のMRIについては、現施設では整備が必要なため、新築移転時の導入に向けて準備を行う。

(4) 第三者評価機関による評価

良質な医療を均質なレベルで提供する体制作りを目指し、国際規格ISO9001の認証を取得する。内部監査及び外部監査の審査を受け、継続的な改善を行う仕組みを構築する。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。

当院及び他の医療機関の患者やその家族から、病状や治療方法について、その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応できる相談支援体制を強化する。

また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、褥瘡チーム、栄養サポートチーム、感染症対策チーム、医療安全管理チームなどチーム医療の推進に努める。

## (2) 快適性の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室、待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。

特に外来の診療待ち時間については、医療システムの更新の際にオーダーリングシステムの導入などIT化を進めることによって、待ち時間の短縮に努める。また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に反映させる。

## (3) 相談窓口の充実

地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口に人員を適切に配置し、患者やその家族からの疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など各種相談に適切に対応できる体制を強化する。

| 指 標     | 平成 25 年度実績 | 平成 30 年度目標 |
|---------|------------|------------|
| 相談件数    | 1,396 件    | 3,500 件    |
| 相談窓口人員数 | 4 人        | 5 人        |

## (4) 職員の接遇向上

全職員対象と職種ごとの接遇研修等を計画的に実施し、患者やその家族の立場に立った誠意ある応対の実践により、病院全体で接遇の向上に努める。

| 指 標        | 平成 25 年度実績 | 平成 30 年度目標 |
|------------|------------|------------|
| 院内接遇研修開催回数 | —          | 4 回        |
| 院内接遇研修参加人数 | —          | 90 人       |

(5) 地域住民への医療情報の提供

町が主催する健康講座や公民館講座、あしや塾等に講師を派遣し、自治区や各種団体への公開講座等も実施する。また、広報誌の発行やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。

4 法令遵守と情報公開

自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。

診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないように保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会等法人組織の体制を整備する。

また、法人の諸規程を整備し、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を確立する。

さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報を収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等、継続的な改善への取組みを行う業務運営を実施する。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入に向けた取組

現在の給与制度を見直し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格及び給与に反映させることができる新たな制度の導入を目指す。

また、法人で働く職員の法人運営への参画意識の醸成を図るため、法人の業績と連動して賞与制度や個人の評価が給与及び研修機会の付与等の非金銭的報酬に反映されることにより、職員のモチベーションを高めることのできる制度の導入を目指す。

職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等、期待する人材を育てることを目的とした人事考課制度の構築を目指す。

(2) 予算の弾力化

中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を整備・活用し、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。

また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的かつ効果的な事業運営に努める。

### (3) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。

医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

さらに、事務部門の職員については専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体制を強化する。

### (4) 研修制度の推進

専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、指導的立場にある職員による院内研修会や各種団体が主催する専門性の高い学会などへの参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。

また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等の環境を整備する。

## 第4 財政内容の改善に関する事項

### 1 持続可能な経営基盤の確立

#### (1) 健全な経営の維持

政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。

また、繰出基準に基づいた運営費負担金を町から繰入れる。

#### (2) 収入の確保

診療報酬改定への適切な対応と、地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受け入れ体制を確立することで、患者数の増加に努める。

さらに、地域の在宅療養支援診療所との連携の強化、24時間体制での訪問診療・訪問看護の実施、利用者及び利用者家族との密な連携により、入院から在宅復帰への支援、在宅からスムーズな入院への道筋を確立することで利用者の増加に努める。

引き続き請求漏れや査定減を防止するとともに、未収金発生の防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策、未収金回収の強化に取り組む。

また、健診・がん検診や文書料等の診療報酬外の収入については、適切な料金設定を行い、収入の増加を図る。

### (3) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。

| 指 標        |                  | 平成 25 年度実績 | 平成 30 年度目標  |          |
|------------|------------------|------------|-------------|----------|
| 入<br>院     | 一<br>般<br>病<br>床 | 1 日平均入院患者数 | 73.4 人      | 96.5 人   |
|            |                  | 新規入院患者数    | 1,256 人     | 1,575 人  |
|            |                  | 病床利用率      | 75.7%       | 91.9%    |
|            |                  | 平均入院単価     | 27,903 円    | 33,790 円 |
|            |                  | 平均在院日数     | 21 日        | 20 日     |
|            | 療<br>養<br>病<br>床 | 平均入院患者数    | 24 人        | 24 人     |
|            |                  | 病床利用率      | 60.0%       | 75.0%    |
|            |                  | 平均入院単価     | 15,471 円    | 21,304 円 |
| 外<br>来     | 1 日平均外来患者数       | 252.6 人    | 265.6 人     |          |
|            | 外来診療単価           | 12,498 円   | ※5 10,035 円 |          |
| 医業収支比率 ※1  |                  | 97.8%      | 92.2%       |          |
| 経常収支比率 ※2  |                  | 100.8%     | 95.7%       |          |
| 職員給与費比率 ※3 |                  | 43.7%      | 48.9%       |          |
| 材料費比率 ※4   |                  | 26.6%      | 21.6%       |          |

※1 医業収支比率＝医業収益／医業費用×100

※2 経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用）×100

※3 職員給与費比率＝給与費（一般管理費分含む）／医業収益×100

※4 材料費比率＝材料費（医薬品・診療材料等）／医業収益×100

※5 新築移転（平成30年3月）から院外処方となり、外来収益が下がるため、外来診療単価は下がる。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成27年度から平成30年度まで）

（単位：千円）

| 区 分       |  | 金 額        |
|-----------|--|------------|
| 収 入       |  |            |
| 営業収益      |  | 9,769,722  |
| 医業収益      |  | 8,947,459  |
| 運営費負担金等収益 |  | 822,263    |
| 営業外収益     |  | 36,493     |
| 運営費負担金収益  |  | 16,062     |
| その他営業外収益  |  | 20,431     |
| 資本収入      |  | 5,204,657  |
| 長期借入金     |  | 2,690,300  |
| その他資本収入   |  | 2,514,357  |
| その他の収入    |  | 0          |
| 計         |  | 15,010,871 |
| 支 出       |  |            |
| 営業費用      |  | 9,185,464  |
| 医業費用      |  | 8,811,161  |
| 給与費       |  | 3,909,315  |
| 材料費       |  | 2,573,334  |
| 経費        |  | 2,328,512  |
| 一般管理費     |  | 374,303    |
| 給与費       |  | 269,360    |
| 経費        |  | 104,943    |
| 営業外費用     |  | 30,261     |
| 資本支出      |  | 5,847,038  |
| 建設改良費     |  | 5,451,319  |
| 償還金       |  | 362,283    |
| その他資本支出   |  | 33,436     |
| その他の支出    |  | 0          |
| 計         |  | 15,062,763 |

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）期間中の診療報酬改定、介護報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額4,178,675千円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員（正規職員）に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ

た考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

## 2 収支計画（平成 27 年度から平成 30 年度まで）

（単位：千円）

| 区 分       | 金 額        |
|-----------|------------|
| 収益の部      | 9,890,346  |
| 営業収益      | 9,854,739  |
| 医業収益      | 8,927,425  |
| 運営費負担金等収益 | 822,263    |
| 資産見返負債等戻入 | 105,052    |
| 営業外収益     | 35,607     |
| 運営費負担金収益  | 16,062     |
| その他営業外収益  | 19,545     |
| 臨時利益      | 0          |
| 費用の部      | 10,387,673 |
| 営業費用      | 9,596,291  |
| 医業費用      | 9,225,733  |
| 給与費       | 3,832,654  |
| 材料費       | 2,383,743  |
| 経費        | 2,228,888  |
| 減価償却費     | 780,448    |
| その他医業費用   | 0          |
| 一般管理費     | 370,559    |
| 営業外費用     | 353,067    |
| 臨時損失      | 438,315    |
| 純利益       | ▲ 497,327  |
| 目的積立金取崩額  | —          |
| 総利益       | ▲ 497,327  |

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（平成 27 年度から平成 30 年度まで）

（単位：千円）

| 区 分                              | 金 額        |
|----------------------------------|------------|
| 資金収入                             | 18,088,518 |
| 業務活動による収入                        | 9,806,214  |
| 診療業務による収入                        | 8,947,459  |
| 運営費負担金等による収入                     | 838,325    |
| その他の業務活動による収入                    | 20,431     |
| 投資活動による収入                        | 89,857     |
| 財務活動による収入                        | 5,114,800  |
| 長期借入れによる収入                       | 2,690,300  |
| その他の財務活動による収入                    | 2,424,500  |
| 前事業年度からの繰越金                      | 3,077,647  |
| 資金支出                             | 18,088,518 |
| 業務活動による支出                        | 9,215,725  |
| 給与費支出                            | 4,178,675  |
| 材料費支出                            | 2,573,334  |
| その他の業務活動による支出                    | 2,463,716  |
| 投資活動による支出                        | 5,457,259  |
| 有形固定資産の取得による支出                   | 5,451,319  |
| その他の投資活動による支出                    | 5,940      |
| 財務活動による支出                        | 389,779    |
| 移行前地方債償還債務の償還及び長期借入金<br>の返済による支出 | 362,283    |
| その他の財務活動による支出                    | 27,496     |
| 次期中期目標の期間への繰越金                   | 3,025,755  |

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

## 第6 短期借入金の限度額

### 1 限度額

300 百万円

### 2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

## 第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

現病院の敷地等については、設立団体と協議のうえ、平成29年度以降に出資団体に納付する。

## 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## 第9 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

## 第10 料金に関する事項

### 1 診療料金等

病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。

- (1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、その他の法令等により算定した額とする。

- (2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。

- (3) 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前2号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。

## 3 その他

第 10 料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

## 第 11 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画（平成 27 年度から平成 30 年度まで）

（単位：千円）

| 施設及び設備の内容   | 予 定 額       |
|-------------|-------------|
| 病院施設・設備の整備  | 4, 120, 434 |
| 医療機器等の整備・更新 | 1, 330, 885 |

### 2 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

### 3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項

#### （1）新築移転に向けた取組

平成 30 年 3 月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、新築移転後の病院の役割や機能、施設の仕様などをより具体的に検討し、確実に事業を進める。その中で、新築移転後の病院で新たに取り組む主なものについては、次のとおりとする。

#### ① MR I の導入

新たに MR I を導入する。

#### ② 院外処方への移行

国が進める医薬分業の制度に伴い、院外処方へ移行する。

#### ③ 外来化学療法の実施

施設及び体制を整え、外来化学療法を実施する。

#### ④ 皮膚科の新設

超高齢化社会の到来に伴い、高齢者における皮膚科の需要が高いため、必要とする皮膚科の新設を目指す。

#### ⑤ 診療科名の細分化

専門性がわかりやすいよう、診療科名の標記を細分化する。

⑥ 緩和ケア病棟の設置

がん治療サポートに特化した病棟を設置する。

(2) 施設の維持

昭和51年10月に開院した当院建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して計画的に改修等を実施し、新築移転するまでの安全な施設維持を行う。

(3) 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与する。

国民健康保険被保険者に対し、医療の提供はもとより、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。

また、医療相談窓口や当院が保有する訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅介護支援事業所の充実を図り、地域医療の中心となるべく国民健康保険診療施設としての役割を果たす。